

柏崎市臨床研修医海外留学支援事業概要

1 目的

基幹型臨床研修病院である新潟県厚生農業協同組合連合会柏崎総合医療センター（以下「柏崎総合医療センター」という。）と連携し、臨床研修期間中に海外留学等で専門的な知識又は高度な技術を習得する者への支援を行い、培った知識・経験等を地域の中で発揮していただくことで、柏崎市地域の医療体制の確保を図ることを目的とします。

2 応募資格

柏崎総合医療センターで行う臨床研修期間中において、ハーバード大学などで公衆衛生大学院修士取得等のためのオンライン留学を希望し、支援の条件を履行する意思のある者で次の要件を満たすもの

- (1) 令和 6（2024）年度から柏崎総合医療センターで臨床研修を開始する予定の者
- (2) 原則、令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2024）年 3 月 31 日までの間に海外留学を開始する予定の者
- (3) 海外留学研修の選考試験により候補者として選考された場合には、医師臨床研修マッチング協会が実施するマッチングにおいて柏崎総合医療センターを選択する意思を有する者

3 募集定員

若干名

4 海外留学等における支援の内容

ハーバード大学などで公衆衛生大学院修士の学位取得等に要する経費の支援
上限 1, 250 万円（2 年間）
（上記の支援は、研修資金及び旅費の合計です。）

5 支援の条件

次のいずれかの条件を満たすこと

- (1) 臨床研修終了後、7 年以内に柏崎総合医療センターで常勤医師として 2 年間の就業を行うこと
- (2) 臨床研修終了後、5 年以内に柏崎総合医療センターで非常勤医師として 50 回の当直勤務を行うこと

6 支援の実施

支援については、令和 6（2024）年度のから柏崎総合医療センターでの臨床研修の開始及び海外留学の開始をもって実施します。

なお、支援の実施は、柏崎市における予算の議決が前提となります。

7 返還の義務

次の場合、海外留学支援として支給した経費の全額又は一部について返還義務が生じる場合があります。

- (1) 支援の条件に規定する就業又は勤務の要件を満たさないこととなったとき
- (2) 心身の故障により海外留学を修了する見込みがなくなったとき
- (3) 留学研修を中止したとき
- (4) 留学研修の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

ご不明な点がありましたら、問い合わせ先にご連絡ください。

■問い合わせ先

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町 2 番 1 号

柏崎市福祉保健部 国保医療課

電話：0257-23-5111（内線 1103）

メール kokuho@city.kashiwazaki.lg.jp

または

〒945-8535

新潟県柏崎市北半田 2 丁目 11 番 3 号

新潟県厚生農業協同組合連合会

柏崎総合医療センター 総務課

TEL：0257-23-2165（代表）

メール soum1@kashiwazaki-ghmc.jp

以上の内容は、令和 5（2023）年 6 月 30 日現在のものです。